

養育費の確保を支援します



養育費は、こどもの健やかな成長を支えるために大切です。
高知市では、ひとり親家庭の方が、養育費を確実に受け取ることができるよう支援します。



養育費を確実に受け取るために！

公正証書作成費用

上限 **3** 万円

養育費請求調停申立費用

上限 **6** 万円

養育費強制執行申立費用

上限 **6** 万円

補助対象となる方

次の要件をすべて満たす方

- 高知市にお住まいの方
- 養育費の取決めの対象となる20歳未満のお子さんを養育している、ひとり親家庭の母または父
- 他の地方自治体から同様の補助金を受給したことのない方

⚠ 申請前に、各種手続きや費用の支払い等を行った場合は、補助対象外となりますのでご注意ください！



養育費の未払いに備えて！

養育費保証契約締結費用

上限 **5** 万円

必ず事前に、子育て給付課またはひとり親家庭支援センターにご連絡ください！



養育費確保に関する相談窓口

ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭のお母さんやお父さん、離婚を検討中の方等に対し、養育費の確保や親権のこと、生活や仕事のことなど、さまざまな相談に応じています。

どんなことでもお気軽にご相談ください。

⚠ ひとり親家庭支援センターでは申請の受付は行っていません。

住所 高知市旭町3-115
こうち男女共同参画センター「ソーレ」2階

TEL 088-875-2500



LINE



HP



Instagram

問い合わせ先
申請先

高知市こども未来部子育て給付課

高知市本町5丁目1-45(高知市役所本庁舎3階)

TEL:088-823-9447



高知市シティプロモーションキャラクター
なるコッチー HP

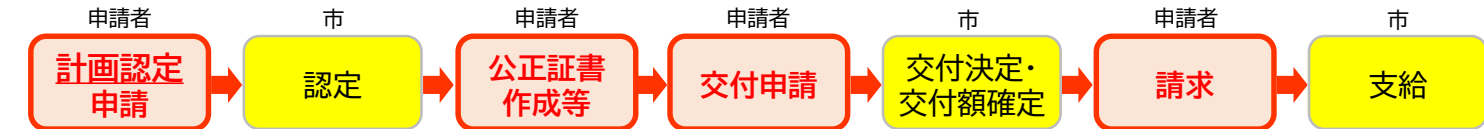


令和8年7月1日から高知市役所の窓口業務時間が変わりました。【開庁時間:9時~16時30分】

	対象区分	補助 上限額	補助対象経費	必要書類 ※その他、市長が必要と認めた書類の提出を依頼する場合があります。		
				【個別書類】	【共通書類】	
養育費確保支援事業費補助金	公正証書 作成費用	3万円	●公証人手数料 ●公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得費用 ●公証役場に提出する郵便切手代	●養育費について取り決めた公正証書（強制執行認諾条項付きのものに限る。）の写し	【計画認定申請】 ●計画認定申請書 ●申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または抄本（計画認定申請日から1か月以内に発行されたもの） ●申請者の世帯全員の住民票（計画認定申請日から1か月以内に発行されたもの ※高知市が保有する公簿で確認できるときは省略可） ●申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 【交付申請】 ●交付申請書 ●交付申請額及び内訳が分かる領収書等の写し（申請者本人が負担したもの）で、宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名並びに領収印のあるもの ●申請者の世帯全員の住民票（交付申請日から1か月以内に発行されたもの ※高知市が保有する公簿で確認できるときは省略可） ●申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 【請求】 ●請求書 ●通帳の写し等、振込先口座が確認できるもの（申請者名義のもの）	
	養育費請求調停申立費用 弁護士への依頼	なし	●養育費請求調停申立てに要する収入印紙代 ●裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得費用 ●裁判所に提出する郵便切手代	●裁判所が受理した養育費請求調停の申立書類一式の写し ●養育費の取決めを交わした文書（調停調書、審判書等）の写し		
		あり	●養育費請求調停申立てに要する弁護士費用のうち、報酬金分（成功報酬に限る。） ※着手金、実費、日当、手数料等は対象外 ※養育費の受取開始後1年分に相当する額に限る。 ●申請者が直接支払った次の経費 ・養育費請求調停申立てに要する収入印紙代 ・裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得費用 ・裁判所に提出する郵便切手代	●弁護士との契約書等の写し ●裁判所が受理した養育費請求調停の申立書類一式の写し ●養育費の取決めを交わした文書（調停調書、審判書等）の写し		
	養育費強制執行申立費用 弁護士への依頼	なし	●養育費強制執行申立てに要する収入印紙代 ●裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得費用 ●裁判所に提出する郵便切手代	●養育費の取決めを交わした文書（公正証書、調停調書、審判書等）の写し（※計画認定申請時） ●裁判所が受理した養育費強制執行の申立書類一式の写し		
		あり	●養育費強制執行申立てに要する弁護士費用のうち、報酬金分（成功報酬に限る。） ※着手金、実費、日当、手数料等は対象外 ※養育費の受取開始後1年分に相当する額に限る。 ●申請者が直接支払った次の経費 ・養育費強制執行申立てに要する収入印紙代 ・裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得費用 ・裁判所に提出する郵便切手代	●弁護士との契約書等の写し ●養育費の取決めを交わした文書（公正証書、調停調書、審判書等）の写し（※計画認定申請時） ●差押命令等、強制執行がなされたことが分かる書類の写し		
	対象区分	補助 上限額	補助対象経費	必要書類 ※その他、市長が必要と認めた書類の提出を依頼する場合があります。		
				【交付申請】	【実績報告】	【請求】
養育費保証契約保証料補助金	養育費保証契約締結費用	5万円	●保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結する際に支払った初回保証料	●交付申請書 ●申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または抄本（交付申請日から1か月以内に発行されたもの） ●申請者の世帯全員の住民票（交付申請日から1か月以内に発行されたもの ※高知市が保有する公簿で確認できるときは省略可） ●交付申請額が分かる資料 ●養育費の取決めを交わした文書（公正証書、調停証書、審判書等）の写し ●申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	●実績報告書 ●養育費保証会社との契約書の写し（保証期間が1年以上であるものに限る。） ●実績額及び内訳が分かる領収書等の写し（申請者本人が負担したもの）で、宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名並びに領収印のあるもの ●申請者の世帯全員の住民票（実績報告日から1か月以内に発行されたもの ※高知市が保有する公簿で確認できるときは省略可） ●申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	●請求書 ●通帳の写し等、振込先口座が確認できるもの（申請者名義のもの）

～ 手続きの流れ ～  申請前に、必ず高知市子育て給付課(088-823-9447)にご連絡ください。

▶ 養育費確保支援事業費補助金



▶ 養育費保証契約保証料補助金

